

岐阜県水素供給設備整備事業費補助金交付要綱実施細則

最終改正：令和 7 年 5 月 1 9 日

（総則）

第 1 条 県が行う岐阜県水素供給設備整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する業務は、補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱実施細則（以下「実施細則」という。）による。

（定義）

第 2 条 この実施細則で使用する用語は、特に定めのない限り交付要綱において使用する用語の例、及び以下の各号に定めるものによる。

- （1）「増設」とは、燃料電池自動車用水素供給設備に係わる水素製造装置、圧縮機、蓄圧器、プレクーラー及びディスペンサー、等からなる系統の追加を行うものをいう。また、既設の燃料電池自動車用水素供給設備について、交付要綱別表 1 の補助上限額表に示されるオプション設備の追加を行うものも含む。
- （2）「改造」とは、燃料電池自動車用水素供給設備に係わる設備の設備形態の変更（水素製造装置、圧縮機、蓄圧器、プレクーラー、ディスペンサー等）に伴う工事をいう。

（補助金の交付申請書）

第 3 条 申請は、申請書正副各 1 通を環境エネルギー生活部省エネ・再エネ社会推進課エネルギー係へ郵送、電子メール、又は持参することにより行う。

- 2 交付要綱第 5 条第 2 項に規定する添付書類は、別表細 1 に掲げるものの他、知事が特に定めるものとする。
- 3 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社の調達分（工事等を含む。）がある場合、別表細 2 に定める方法により利益等を排除して交付申請すること。ただし、申請時において利益等の金額が明らかでないものについては、この限りでない。

（契約等）

第 4 条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負およびその他の契約をする場合は、一般競争又は指名競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争又は指名競争に付すことが困難又は不適当である場合は、随意契約によることができる。

- 2 前項に基づき一般競争又は指名競争を実施した場合は、実績報告書提出時に入札等の報告書（様式細 1－1）を提出するものとする。なお、随意契約の場合は予め随意契約時の選定理由書（様式細 1－2）を、実績報告書提出時に入札等の報告書（様式細 1－1）を提出するものとする。

（計画変更の承認等）

第 5 条 交付要綱第 8 条第 2 項第 1 号に規定する内容の変更は、次に掲げるものとする。

- （1） 水素供給設備関係
 - （2） 設備を設置する事業所
 - （3） 補助対象設備
 - （4） 該当補助事業の着手・完了予定月の大幅な変更
- 2 補助事業者は、下記の変更があったときは速やかに変更届出書（様式細 2）を提出するものとする。
- （1） 補助事業者の住所、名称、代表者氏名
 - （2） 補助金振込先

- (3) その他、交付申請書に記載された内容について、補助事業の実施に支障を及ぼさない軽微な変更がある場合

(実績報告書等)

第6条 補助事業の完了とは、当該補助事業に係わる補助事業者の補助対象経費全額の支払い完了をもって完了とする。交付要綱第8条第2項第2号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。

- 2 交付要綱第11条第2項に規定する添付書類は、別表細3に掲げるものの他、知事が定めるものとする。
- 3 金融機関の振込証の場合は、補助対象設備（工事費・諸経費を含む）に対するものが他のものから分離して振り込まれ、かつ銀行の出納印を受けたもの、ATMから出力される振込書、又は総合振込証明書等で、支払いの事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を確認できるものに限り、領収書に代えることができる。なお、他の支払いと一括して振り込まれている場合は、補助対象経費の振込額であることを示す書類を別途提出すること。銀行の出納印を押印した支出命令書を、領収書に代えることはできない。
- 4 金融機関に対する振込手数料は原則補助対象外である。ただし、振込手数料を取引先が負担し、請求書の金額に振込手数料を含み、請求書等にその旨が記載されている場合は、補助対象として計上することができる。
- 5 振込額は請求書の金額と一致すること。ただし、請求書の金額に振込手数料を含む場合はこの限りではない。
- 6 請求書には、別途請求明細書を添付すること。

(財産処分の制限等)

第7条 交付要綱第16条第3項に規定する耐用年数の起算日は検収年月日とし、耐用年数は別表細4の通りとする。

- 2 知事は、交付要綱第15条第4項に規定する財産処分承認申請書の提出があった場合、以下の事由による場合は補助金の返納を求めない。
 - (1) 天災などにより使用不能となり抹消処分した場合
 - (2) 自己に過失のない事故等の事由により使用不能となり抹消処分した場合
 - (3) その他、知事が別に定める場合
- 3 補助金の交付を受けた者は交付要綱第15条第5項に規定する財産処分承認結果通知書により知事から承認を受け、補助金返納を求められたとき、補助金の返納額は、譲渡額及び減価償却資産における償却方法の考え方にに基づき、補助金交付額等を勘案して算出された額とする。

附 則

この実施細則は、平成27年度分の予算に係る補助金について適用する。

附 則

この実施細則は、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この実施細則は、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この実施細則は、令和3年4月1日から適用する。

附 則
この実施細則は、令和４年４月１日から適用する。

附 則
この実施細則は、令和７年度の予算に係る補助金から適用する。

別表細 1（第 3 条関係）

	手続	交付要綱 ・細則等	様式番号等	書式名称
水素 供給 設備	交付 申請	交付要綱 第5条第2項 要綱実施細則 第3条第2項		・ 法人の場合：登記簿謄本、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行から3ヶ月以内のもの、写し）財務諸表（直近2ヶ年分） ・ 個人事業者の場合：運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、パスポートのいずれかの写し、並びに確定申告書B（直近2ヶ年分）又は、銀行の当座預金口座開設に関する証明書（発行から3ヶ月以内のもの、写し）
				申請する施設に係る設備の仕様書
				対象設備の計画図面
			様式細 5－1	補助対象設備積算書
			様式細 3	資金調達計画書
				周辺地図
			様式細 4－1 様式細 4－2	水素供給設備設置調査書／ 増設・改造調査書（事業計画含む）
			様式細 1－2	随意契約時の選定理由書 （随意契約とする場合）
				その他 説明書類 （必要な場合）

※様式に定めのないものについては、当該補助事業において一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）へ提出した書類の写しを提出することとする。

別表細 2（第 3 条関係）

補助事業における利益等排除

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。

- （１） 補助事業者自身
- （２） １００％同一の資本に属するグループ企業
- （３） 補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法

（１） 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費として計上する。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

（２） １００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は 0 とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（３） 補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費として計上する。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は 0 とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するとともに、その根拠となる資料も提出すること。

なお、（２）及び（３）が当該会社を含む 3 社以上の一般競争入札又は指名競争入札の結果、最低価格であった場合にはこの限りではない。

別表細 3（第 6 条関係）

	手続	交付要綱 ・細則等	書式番号等	書式名称
水素 供給 設備	実績 報告	交付要綱 第11条第2項 要綱実施細則 第6条第2項		請求書（写し）
				請求明細書（写し）
				領収書（写し）
				領収書が出ない場合 （金融機関発行の振込証）（写し）
			様式細 5－2	補助対象設備明細書（確定）
			様式細 1－1	入札等の報告書
				設備の完成を証する書類・高圧ガス保 安法に基づく製造施設完成検査証（写 し）
				取得した設備の写真
				完成図書
				工程表
				その他 必要書類

※様式に定めのないものについては、当該補助事業においてセンターへ提出した書類の写しを提出することとする。

別表細 4（第 7 条関係）

減価償却資産としての水素供給設備の耐用年数

保管 書類	取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式第 1 3）		
	水素供給設備一式	受電設備、原料ガス設備、水素製造装置、 液化水素貯槽・気化器、 水素燃料輸送用設備・接続装置、圧縮機、 蓄圧器、ディスペンサー、プレクーラー、冷却水装置、計装空気設備・窒素設備、 散水設備・貯水槽、 制御・監視・検知警報設備等 その他水素を燃料として燃料電池自動車等に供給するために必要な設備	8 年
	輸送用液化水素容器 輸送用車輛	車両及び運搬具	4 年
	工事負担金	敷地外の中圧ガス本支管工事に関する負担金、 給水配管/排水配管工事に関する負担金 電気の供給設備に関する工事費負担金〔無形固定資産で全額償却（定額）〕	1 5 年
処 分 の 制 限	取得財産等のうち取得価格が 5 0 万円を超えるものについては、処分制限期間内は処分（目的外使用、売却、移設、譲渡、交換、貸与、廃棄、担保提供することをいう。）することはできません。 ただし、あらかじめ「財産処分承認申請書（第 9 号様式）」を知事に提出し、その承認を受けた場合には処分することができます。 処分にあたっては、補助金の返納義務が生じることがありますので速やかに知事に報告してください。		

備 考

上記以外の財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 4 0 年 3 月 3 1 日大蔵省令第 1 5 号）に定める期間によるものとする。